

市有財産売払公告

市有財産（不動産）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年9月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 一般競争入札に付する不動産

区分番号	物件所在地	地目	地積	予定価格	入札保証金
R8-1	生駒市鹿ノ台南2丁目22番2	宅地	232.08 m ²	18,090,000 円	1,809,000 円

※予定価格とは、あらかじめ生駒市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

下記の(1)から(3)のいずれかに該当すること。（2者以上の共有を目的とした共同入札も可。）

(1) 専用住宅の敷地として使用する場合

ア 個人の場合

売買契約締結日の翌日から5年を経過する日（以下「指定期日」という。）までに自己が所有し、かつ、自己が居住する専用住宅を建築し、指定期日まで専用住宅敷地として使用すること。

イ 法人の場合

指定期日までに自己が所有し、かつ、自己が使用する専用住宅の社宅を建築し、指定期日まで専用住宅敷地として使用すること。

(2) 宅地建物取引業者が、自ら建築確認申請を行った上、専用住宅を建築して譲渡する場合（建売住宅を販売する目的で物件を取得する場合）

ア 譲渡を受ける者が指定期日まで専用住宅敷地として所有し、かつ、居住することを条件に土地及び建物を譲渡すること。（譲渡を受けた者が法人の場合、建物は専用住宅の社宅に限る。）

イ 個人又は法人を問わない。

(3) 宅地建物取引業者が、譲渡を受ける予定者が専用住宅を建築することを条件に譲渡する場合（建築条件付き宅地として販売する目的で物件を取得する場合）

ア 譲渡を受けた者が指定期日までに専用住宅を建築し、指定期日まで専用住宅敷地として所有し、かつ、居住することを条件に土地を譲渡すること。（譲渡を受けた者が法人の場合、建物は専用住宅の社宅に限る。）

イ 個人又は法人を問わない。

3 入札参加できない者

前記2の「一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に該当しても、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加できない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させる

ことができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当する個人又は法人であると認められるとき。

(2) 日本語を完全に理解できない者であるもの。

(3) 生駒市が定めるガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者であるもの。

(4) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していないと認められるとき。

(5) 4によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をしていない者であるもの。

4 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、令和8年9月29日（火）までに所定の申込書により生駒市経営企画部企画政策課に一般競争入札への参加を申し込むこと。（郵送の場合は、令和8年9月29日（火）必着。）

なお、参加申し込みに当たって、市が定めた入札保証金を納付すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所経営企画部企画政策課企画係

(2) 時間 令和8年9月9日(水)13時から令和8年10月27日(火)17時まで

6 入札説明書（生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

5の(1)及び(2)に同じ。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和8年10月13日(火)13時から
令和8年10月21日(水)13時まで

(3) 開札 令和8年10月22日（木）17時から

8 入札の方法

(1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、生駒市が定めた入札保証金を、銀行振込により納付しなければならない。

ア 納付期限 令和8年10月1日(木)

イ 生駒市が申込書類を受領した後、公有財産売却システムのログインIDに登録されているメールアドレスに、振込先の指定銀行口座などを電子メールで通知する。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和8年11月2日(月)17時15分までに契約を締結し、同時に生駒市が定めた契約保証金を納付しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和8年12月2日(水)11時までに、生駒市が発行する納入通知書により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、生駒市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

14 その他

(1) 下見会(現地見学会)は行わない。

(2) 物件の引渡しは現状有姿のまま行う。必ず、各自で事前に現地確認をし、充分理解した上で入札すること。

(3) 現地での物件の引渡しは行わず、権利移転登記完了を証明する書類を送付す

ることで引渡しに代える。

- (4) 建物を建築するに際しては、建築基準法関係規定及び本市の関係条例を遵守しなければならないため、事前に関係機関に確認を行うこと。
- (5) 入札参加資格者は、入札後において、入札に関する条件等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
生駒市経営企画部企画政策課企画係（生駒市東新町８番３８号）
電話番号 ０７４３-７４-１１１１（内 ４１６０）
- (7) 契約書作成の要否 要